

## イ. 平成23年度から平成26年までの教育課程

(2011～2014)

| 区 分    |           | 卒業要件単位数 |          |            |         |
|--------|-----------|---------|----------|------------|---------|
|        |           | エコ化学コース | バイオ化学コース | エネルギー機械コース |         |
| 総合科目   | 人文・社会・自然群 | 8～31単位  |          |            |         |
|        | 外国語群      | 6～29単位  |          |            |         |
|        | 健康・スポーツ群  | 3～6単位   |          |            |         |
|        | 計         | 18～40単位 |          |            |         |
| 特別基礎科目 | 必修科目      | 6単位     |          |            |         |
|        | 選択科目      | 0～2単位   |          |            |         |
|        | 計         | 6～8単位※  |          |            |         |
| 専門教育科目 | 基礎専門科目    | 必修科目    | 7単位      |            |         |
|        |           | 選択科目    | 25～57単位  |            |         |
|        |           | 計       | 32～64単位  |            |         |
|        | 専門科目      | 必修科目    | 卒業研究     | 8単位        |         |
|        |           |         | 卒業研究以外   | 8単位        | 8単位     |
|        |           | 選択科目    | 24～56単位  | 24～56単位    | 20～52単位 |
|        |           | 特別選択科目  | 0～12単位   |            |         |
|        |           | 計       | 40～72単位  |            |         |
| 合 計    |           | 128単位   |          |            |         |

※印：総合科目、基礎専門科目及び専門科目の中の選択科目の卒業要件に充当することができる。

|             |  |
|-------------|--|
| 2年次<br>進級要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休学・停学期間を除き1年以上在学していること。</li> <li>2. 総修得単位25単位以上を修得していること。</li> </ol>   |
| 3年次<br>進級要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休学・停学期間を除き2年以上在学していること。</li> <li>2. 総修得単位60単位以上を修得していること。</li> </ol>   |
| 4年次<br>進級要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休学・停学期間を除き3年以上在学していること。</li> <li>2. 各コースの卒業要件単位数のうち、いずれかのコースにおいて100単位以上を修得していること。</li> <li>3. 次の授業科目の単位を修得していること。<br/>プレゼминаール 2単位</li> </ol> |
| 卒業要件        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休学・停学期間を除き4年以上在学していること。</li> <li>2. 各コースの卒業要件単位数128単位以上をいずれかのコースにおいて修得していること。</li> </ol>   |

(注1) 履修制限

一年度内に履修できる単位数は、50単位を超えないものとする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した者が、履修指導により認められた場合は、この限りではない。また、一旦不合格となった科目を履修するときの、当該科目の単位数についても履修制限単位数に含めない。

(注2) 留年生に対する特例処置

- ① 留年した1年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が20単位以上の者は、1年次配当科目のほか、2年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。3年次進級要件を満たした場合は、次年度に3年次へ進級することができる。
- ② 留年したことのある2年次生で前年度までの進級要件に対する修得単位数が50単位以上の者は、2年次配当科目のほか、3年次に配当された科目のうち30単位以内の授業科目の履修を認める。ただし、プレインターンシップゼミナール及びインターンシップの履修は認めない。4年次進級要件を満たした場合は、次年度に4年次へ進級することができる。
- ③ 上記①②とも
  - ・低学年配当の必修科目を優先に履修する。